技能実習制度に新たな職種

「介護」が加わりました

※技能実習制度とは・・・ 発展途上国には経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために先進国の 進んだ技能・技術・知識を習得させようというニーズがあり、このニーズに応えるため、 外国人技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟を してもらう制度のことです。

■作業内容

●必須業務

身体介護(入浴、食事、排泄などの介助)

● 関連業務

身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理など) 間接業務(記録、申し送り等)

●周辺業務

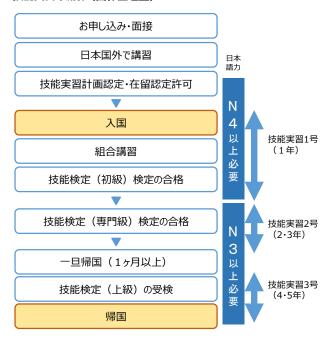
その他(お知らせなどの掲示物の管理等)







技能実習の流れ(団体監理型)



受け入れ対象施設・事業所

- ·第1号通所事業
- ・ 老人デイサービスセンター
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・指定認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人保健施設
- · 指定介護予防短期入所療養介護
- ・病院
- ・診療所
 - ・・・など

受け入れ対象外 または 現行制度で存在しない

- ・訪問入浴サービス
- ・居宅介護
- ・指定訪問入浴介護
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・第1号訪問事業
- ・指定訪問介護
- · 指定夜間対応型訪問介護
- · 知的障害児施設
 - · ・ ・ など

受け入れ可能人数

事業所の常勤介護職員総数	一般機関		優良機関	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3-10	1	3	2	3-10
11-20	2	6	4	11-20
21-30	3	9	6	21-30
31-40	4	12	8	31-40
41-50	5	15	10	41-50
51-71	6	18	12	51-71
72-100	6	18	12	72
101-119	10	30	20	101-119
120-200	10	30	20	120
201-300	15	45	30	180
301-	20分の1	20分の3	10分の1	5分の3

実習実施者・実習内容に関する条件

- ○技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- ○技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- ○技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。
- ○技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- ○技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
- (※) 技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- ○技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。



株式会社コノミティ

東京都港区新橋6丁目9番4号 新橋六丁目ビル6 F TEL.03-3438-3585 FAX.03-3438-3586